

江南市放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用業務提案書 作成要領

1 提案書作成要領

提案内容は、「江南市放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用業務公募型プロポーザル実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、「江南市放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）、及び本提案書作成要領（以下「作成要領」という。）の要件を満たすことを条件とする。ただし、要求仕様を直接満たさない場合は、必要に応じて提供可能な代替案を記載すること。

提案書に記載すべき項目を次に示す。提出する提案書の構成は項目の順に一致させること。業務協力を予定している企業がある場合は、各項目に委託範囲を明記した上で記載すること。

（1）会社概要

設立年月日、代表者氏名、資本金、従業員数、業務内容等について具体的に記載すること。なお、業務協力を予定している企業がある場合は、すべての企業について、同様に記載すること。

（2）導入実績

令和5年7月現在、日本国内の市町村における稼働中の収納管理システム導入実績を記載すること（最大10件）。なお、導入実績は提案業者が直接導入した実績を記載すること。

（3）提案システム

提案システム（パッケージ）の特徴として、次の項目について記載すること。

- ① 概要
- ② 操作性
- ③ 拡張性・柔軟性

（4）セキュリティ対策

- ① 個人情報保護、外部委託における機密保持対策について記載すること。
- ② その他、セキュリティ対策としての特記・提言があれば記載すること。

（5）システム導入

- ① 本稼働までのスケジュールを月日別に提示すること。
- ② 操作研修の実施についてもその時期を記載すること。

- ③ 口座振替データの移行について、スケジュール及び移行方法を記載すること。

(6) カスタマイズ

本システム稼働後、システム改修と法制度改正への対応に関する基本的な考え方について、次の項目に留意して記載すること。

ア 機能向上においてシステム改修が必要となる場合の考え方、費用負担について記載すること。

イ 法制度改正や制度新設等において、システム改修費用が発生する場合の考え方、費用負担について記載すること。

(7) 保守体制

ア 運用管理体制

① 運用管理体制について明確に記載すること。

② 保守対応について記載すること。

イ 運用リスク対策について記載すること。

ウ 運用支援

運用支援として以下の項目を記載すること。

① 業務システムの安定した稼働のため、モニタリング等、システム面のケアについて記載すること。

② データベース及びプログラム等の、障害発生時に備えたバックアップについて記載すること。

エ 障害対応

① 導入後のシステムの安定性、信頼性維持についての方法を記載すること。

② ダウンリカバリーの方法について記載すること。

(8) 追加提案（本市への提案）

本市に対する有益な提案があれば記載すること。

(9) 未対応事項

仕様書に対応できない内容がある場合は、その理由や代替案を添えて記載すること。また、個別機能については個別機能仕様書の「具体的説明」欄に記載すること。

2 提案価格内容

仕様書及び個別機能仕様書の必須項目を全て満たすことを条件とし、カスタマイズによって必須項目を満たす場合、その分のカスタマイズ費用も含めること。

提案書に記載されている事項は、すべて見積りに含み、提案価格の見積りは、参考見積書（様式第3）により提出すること。

(1) 記載内容の留意点について

ア 見積書に江南市放課後児童健全育成手数料収納管理システム運用業務に係る費用を記載すること。

イ 提案価格については、「実施要綱 3 見積限度額」の各業務の価格を超過しないように留意すること。

ウ 各作業について、参考見積書（様式第3）の内訳書の項目に区分して記載すること。

(2) システム構築業務費用

見積書に、クラウドサービス利用料も含めて提案システムの構築に必要な費用を記載すること。記載する金額については、初期にて一括に必要な費用と、クラウドサービス利用料等月額使用料もしくは年額使用料が必要な場合は、開始時期にかかわらず、それぞれを60か月分の額にして記載すること。

なお、システム構築業務費用関連で、内訳書の項目に則さない場合は、「その他費用」の項目を使用し提示すること。ただし、見積内容を詳細に記載した資料を添付すること。

(3) システム保守業務費用

見積書に、記載する金額については、60か月分の合計金額とする。

なお、システム保守業務費用関連で、内訳書の項目に則さない場合は、「その他費用」の項目を使用し提示すること。ただし、見積内容を詳細に記載した資料を添付すること。

3 留意事項

提案書等作成については、「実施要綱 9 企画提案書等作成方法」も参照すること。